

平成 27 年 第 7 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 27 年第 7 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 27 年 12 月 22 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入江 浩 二

係長 ・ 大辻 直 樹

主任 ・ 原口 浩 一

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福祉課長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健康課長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建設課長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産業環境課長	増 田 浩 司
企画財政課長	篠 村 潔	上下水道課長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会計管理者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生涯学習課長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学校教育課長	中 西 豊 和
地域・こども課長	山 田 美 穂	図書館・歴史資料館館長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 27 年 12 月 定例会
(第 7 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 27 年 12 月 22 日

水 卷 町 議 会

平成 27 年 第 7 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 27 年 12 月 22 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 7 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

日程第 1 議案第 37 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 37 号 水巻町税条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 37 号 水巻町税条例の一部改正について、12 月 16 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 37 号 水巻町税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 37 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 議案第 38 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 38 号 水巻町税条例等の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 38 号 水巻町税条例等の一部改正について、12 月 16 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 38 号 水巻町税条例等の一部改正について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

この議案は、マイナンバー制度開始に向けて、今年 3 月に町の税条例に法人番号の規定をす
る改正を行なったばかりであるのに、9 月、国から法人番号の規定を削除する通達があったこと
により、税条例を再度改正するというものです。

9 月議会でも述べましたが、マイナンバー制度は民間企業、特に中小企業にとっては、制度導
入のための多額な経費を要します。事実上のマイナンバー増税と言われているほどです。企業
の準備が遅れていると言われていますが、その根本原因が、この費用負担にあることは明らか
で、今回の国からの法人番号の規定削除の通達も、その影響によるものではないかと考えられ
ます。マイナンバー制度の実施は、3 千 400 億円を超える巨額の税金支出と、算出することも困
難なほどの巨額な民間投資、マイナンバー増税を要する一大プロジェクトとなっています。

しかし政府は、それに見合う費用対効果を現時点でも示せていません。今、マイナンバー制
度の実施を中止したとしても住民生活には何の支障も生じません。現在使っているシステムを
活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化・適正化を図り、住民の利便性を高める
ために、国は知恵と労力を使うべきだと考えます。

わが党は、国に対して実施中止を求める意見を上げていくとともに、①番号にひも付けする
情報をできるだけ限定させること、②地方自治体を含め、個人情報管理している諸機関から
情報を流出させないよう監視すること、③個人情報の管理が適切かどうかを検証することなど
を求めてまいります。

以上、制度実施中止の立場から、本議案には反対をいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他に。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 38 号 水巻町税条例等の一部
改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって議案第 38 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 39 号

議 長 (白石雄二)

日程第 3、議案第 39 号 水巻町公共施設等総合管理計画審議会条例の制定についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長 (津田敏文)

議案第 39 号 水巻町公共施設等総合管理計画審議会条例の制定について、12 月 16 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長 (白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、古賀議員。

13 番 (古賀信行)

13 番、古賀です。この前、議会前の説明会と委員会と、あらかじめこの説明を聞きましたけど、基本的なことを言いますと、この公共施設などの耐用年数がこれからの主に審議する内容になると思います。あらかじめこの前、企画財政課長の説明聞きましたけど、だいたい 30 年から 40 年ぐらいで目安と言われたんです。

それに比べ北九州市は、公共施設は約 55 年を過ぎた時点でそれを造り替えるか、壊すか、というあれを採っているようです。これについては、もうちょっとそういう専門的なそういう人を、検証できる人を、こういう審議会の委員に選んでほしいと思います。以上です。

議 長 (白石雄二)

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 39 号 水巻町公共施設等総合管理計画審議会条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって議案第 39 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第40号

議長（白石雄二）

日程第4、議案第40号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。はい、津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第40号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、12月16日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。議案第40号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、町が独自に個人番号を利用する際の条例制定の法律に基づく議案となっております。総務財政委員会の審議で私が一番懸念をしたのは、やはりセキュリティーの問題です。

一定のセキュリティー対策を講じていたという年金機構で情報流出が起きました。その後、国はセキュリティー対策のポイント2つを示し、自治体に対して3つの対策を求めました。

私は委員会質疑で、当町のネットワークの接続状況や、国が示した対策は取られているのかと尋ねました。執行部は、「一部対応できていない部分がある。」との答弁でした。私は「完璧に対応できている。」との答弁を期待していただけに、全国で、対策が取られないまま番号の付番が行われた自治体が1割から2割あると、わが党の国会追及で明らかになっておりましたが、わが町がその中にカウントされているのでは、との不安が募りました。

職員の皆さんが絶対に情報流出がないよう研修等も受けられ、緊張感を持って万全な態勢で対応されることは当然のことですが、この制度は政府自らも認めているように「避けられない4つのリスク」があります。

それは、①100%情報漏えいを防ぐ、完全なシステムの構築は不可能だということ、②意図的に情報を盗み取る人がいること、③一度漏れた情報は、流通・売買され、取り返しがつかないこと、④情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるということです。

また、本人からの番号の提供がなくても、番号の利用機関は「地方公共団体情報システム機

構」から番号を取得できる仕組みになっています。これでは本人が番号の提供を拒否しても、それぞれの機関には個人情報に付番された情報が保有されます。これでは番号漏えいの危険性は全くなくならず、マスコミでも「漏れる穴は主なものだけでも2か所想定される。それは、地方自治体と民間企業だ」という共通認識も広がっているようです。

議案第38号でも述べましたが、この制度の実施を今、中止しても、住民生活には何の支障も生じません。3千400億円もの税金投入と中小企業の巨額な負担を押し付けるこの制度は、私たちの暮らしのすべてを情報漏えいの危険にさらすもの以外の何ものでもありません。

よって、私はマイナンバー制度実施中止を引き続き国に求めていく立場から、当条例の制定には反対をいたします。以上です。

議長（白石雄二）

小田議員。

7番（小田和久）

7番、小田です。この問題について今、岡田議員が縷々述べられましたけれども、私はこの件について、この議案について、日本共産党を代表して意見を述べたいと思います。

マイナンバー制度に関する基本的な見解については、去る9月議会でも述べましたが、その後の問題点として今、強調したいのが、この制度で潤うのは複数の大企業だということです。それは、富士通、日立製作所、日本電気、NTTデータ、NTTコミュニケーションズ、沖電気、野村総合研究所、大和総研ビジネスイノベーション、地方公共団体情報システム機構などであることがその後明らかになっております。

国発注の862億円のうち772億円、つまり9割方をこれらの9社が受注しています。それだけではなく、制度を巡って事業を受注したこれらの企業が、自民党に政治献金をしていたことも明らかになっています。まさに利権まみれの制度となっていると言っても過言ではありません。

一方、大企業の儲けのために個人のプライバシーを危機にさらすなど、国民に不利益をもたらすマイナンバー制度は、凍結、中止、廃止することを求める立場から、この議案については反対をいたします。以上です。

議長（白石雄二）

他に。近藤議員。

14番（近藤進也）

14番、近藤です。この議案に対しては、態度を保留したいと思います。国からのひも付きの助成金において行われる制度については逆らうすべもありません。だからといって、議会は住民の代表です。二元性の立場から、きちんと慎重審議すべきではなかったかと思いますが、町長の追認機関でもありませんので、あえて住民にとってメリットのないこの制度について、私どもは声を上げていかなければならないと、このように思っておりますので、態度を保留いた

します。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。あ、古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。

議 長（白石雄二）

古賀議員、マイクを立てて。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。町の説明によりますと、絶対情報が漏れるようなことはないという、企画財政課長の説明がありましたけれど、先日の新聞報道によりますと、大阪府の、市の名前はちよっと忘れましたが、行政当局の主査ですかね。この方が 50 何万人分の情報を盗んで、他のそういう情報機関に売ろうとして、そういう事件が発覚したんですけど。

そういう人間がやることだから、絶対守らなければいけない立場の人が、そういう情報を盗み出すという事件が起きているわけです。そういう点で、今後ともこういうことが起こりうる可能性あるわけです。だから、こういう危険な条例には、私は賛成することはできません。だから反対の立場です。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 40 号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって議案第 40 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 41 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 41 号 水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 41 号 水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正について、12 月 15 日、文厚産建委員会において、慎重に審査いたしました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご

報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

－ 意 見 な し －

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 41 号 水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 41 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 42 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 42 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していたしましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 42 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について、12 月 16 日、総務財政委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。柴田議員。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 42 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について、12 月 15 日、文厚産建委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 42 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 42 号。

[「違う、違う。」と発言するものあり。]

失礼しました。賛成多数と認めます。よって議案第 42 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 43 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 43 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していたしましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。はい、津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 43 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、12 月 16 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。いつも私が気にしていることですが、一般会計に対して国民健康保険や後期高齢者、介護の使われとのお金が、一般会計の総トータルしたら約 70%ぐらいに全国なっているわけです。だからこのことは、地域住民の、やっぱり税負担を重くしているわけです。

いつも私が気にしているのが、何回もくどいこと言いますが、固定資産税、町民税は下げられないけど、そういう健康面の税金は下げられるわけです。だから、私たち自身も健康づくりに気をつけると同時に、行政当局もやっぱりそういう健康づくりに力を入れてもらいたいと、いつも思っているわけです。

その具体的な例をあげますと、長野県ではだいたい全市町村が全国平均よりも、そういう健康に関する税金が安くなっているわけです。それは、先進的な医者と、また農協が力をあわせて、そういう食生活の改善とか、年寄りに仕事を与えとかいう運動を展開しているからだと思います。

そういう点も、町行政当局も要望すると同時に、私たち自身も健康づくりに励みたいと思っています。以上です。

議 長（白石雄二）

賛成なんですか。反対なんですか。

13 番（古賀信行）

そういう点では賛成です。

議 長（白石雄二）

賛成ですね。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 43 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 43 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 請願第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、請願第 2 号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。はい、委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

請願第 2 号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書、12 月 15 日の

文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成少数で不採択となりましたことを、ご報告いたします。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

13番、古賀です。これは、文厚産建委員会で僅差で不採択になりましたけれど、やっぱりこういう私自身、この請願第2号に賛成の立場から、やっぱり賛成をしたいと思います。以上です。

議長（白石雄二）

井手議員。

9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。私はこの請願第2号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書について、賛成の立場から討論を行います。

今回のこの請願は、提出者の福岡県保育団体連絡会から紹介議員の依頼が全議員にありました。紹介議員について、平成25年3月議会で同団体の提出した同じような内容の請願が全会一致で採択されましたので、当然ながら他会派からも紹介議員の申し出があると思っていましたが、結果的には紹介議員となったのはわが党の3名だけでした。

この請願の内容は、保育に関する国の予算増額、職員の処遇改善、保育料の保護者負担の軽減などを求めており、よりよい保育環境を求める保護者、保育関係者にとっては当然の要求であります。わが党は反対する理由のない請願だと受け止めています。

そして、付託を受けた文厚産建委員会では、挙手をされなかった委員はどなたもその理由を述べられませんでした。賛成、反対は自由であります。住民から提出された請願書に意見をまったく述べず、黙って反対することは提出者に対して失礼であり、議会のあるべき姿ではありません。賛成する場合、あえて意見を述べないこともあります。賛同しないのであれば何らかの意見を述べるべきだと思います。

陳情、請願に限らず、委員会付託は付託された委員会ですっきりと審議を行い、責任を持って結論を出すことが議会のあるべき姿だと考えます。

以上、一言意見を付け加えて賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。請願第2号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書について、採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって請願第2号は、不採択とすることに決しました。

日程第9 請願第3号

議 長（白石雄二）

日程第9、請願第3号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書を国に提出する事に関する請願についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

請願第3号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書を国に提出する事に関する請願について、12月15日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で採択しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

13番、古賀です。この請願は、ある団体からの請願でしたけど、私の考えとしては、この請願された人たちの、そういう国の問題だけやなくて、私たち人間として、国民として考える場合、世界のどの人種に対しても差別偏見を持ってはいけないと思うんです。

最近では日本のそういう産業でも、特に自動車関係なんか、繊維関係なんか、愛知県とかあの付近では、大変外国人が、特に日系ブラジル人がたくさんしてますけど、そういう点でそういう受け入れもまだ少しは広がってきてはいますが、国際的、先進国で見れば、日本はそういういろんな面でまだ、たくさんそういう多くの国の人を受け入れる、あれが遅れていると思うんです。

だから、そういう点を含めてこれは、請願は、なかなかいい請願じゃないかと思います。だから、今後そういう輪を広げていく努力を私たちがしていく必要があると思います。そういう

点で、この請願には私は賛成します。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。請願第3号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書を国に提出する事に関する請願について、採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって請願第3号は、採択することに決しました。

日程第10 意見書第15号

議 長（白石雄二）

日程第10、意見書第15号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金のペナルティをやめることを求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に 提案理由の説明を求めます。井手議員。

9 番（井手幸子）

意見書第15号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金のペナルティをやめることを求める意見書について、この案文を読み上げて提案理由といたします。

少子化の進行はいつそうの人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、本町では厳しい財政状況ながら、子ども医療費を小学6年生まで無料にし、子育てしやすい環境づくりに努力しています。子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策と捉え、すべての都道府県が子ども医療費への補助を実施しています。

しかし、国においては何らの措置も講じられていません。早急な実現を求めるものです。

また、現物給付を導入すれば、国からの国民健康保険財政調整交付金が削減されるペナルティがあります。なぜ国は、少子化対策に努力している自治体にペナルティを課すのでしょうか。いまや日本の人口減少問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化担当大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少を食い止めようとしているではありませんか。

ペナルティを課す行為は少子化対策に相反することです。以上のことから、下記の事項について強く要望いたします。

1. 子ども医療費を無料化すること
2. 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。賛同者は、小田議員、岡田議員であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。私自身、こういう意見書を国に求めること自体、出さないかんということ自体が恥ずかしい思いと思うんです。国は一方では、少子高齢化だから子どもを大切にせないかんと言いながら、一方ではこういうペナルティを課すとはとんでもないことと思うんです。

自治体によっては、そういう国の法に反して、高校生や大学生まで医療費を無料化しているところもあるんです。だから、それが本当の地方自治と思うんです。地方自治体が独自に住民サービスをしようとするれば、こういうペナルティを課すこと自体が本来おかしいことです。

だからこの意見書には、私は賛成します。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 15 号 子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金のペナルティをやめることを求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって意見書第 15 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 意見書第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、意見書第 16 号 民主主義と地方自治の尊重を政府に求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に 提案理由の説明を求めます。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。意見書第 16 号 民主主義と地方自治の尊重を政府に求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

その前にすみません、意見書の案文ですが、真ん中あたり、字句の訂正がございます。1、2、3 段落目の真ん中あたりなんですけど、「国交省に救済がこの申し出を認める」という部分があるんですけども、ここの「国交省」の後の「に救済」を消してもらいたいと思います。「国交省がこの申し出を認める」というふうにつけて一すみません、文章が繋がっておりませんでした。

[「何行目ですか。」と発言するものあり。]

数えましょうか。1、2、・・・10行目ですね。すみません。ここの文章で、少し文章が繋がらなかったことを訂正し、謝らせていただきます。

お手元に案文はございますが、少し提案説明させていただきます。

今、沖縄県辺野古では、毎日365日、24時間、工事車両が出入りをします、基地のゲート前では、工事車両の進入を阻止するという座り込みが続いています。そして、土砂で埋め立てられようとしている海上では、区切りなどないはずの海を仕切って、その中を作業船や防衛局の船が動いています。その新基地工事に抗議をする小型船やカヌーが連日繰り出して、抗議の声を上げています。

しかし、制限区域に近づくと、沖縄防衛局の小型船や海上保安庁の海猿といわれる精鋭部隊が高速で接近をして、警告を発しております。最大57トンもの巨大コンクリートブロックを海に投下するという、こんなことがされればサンゴなど貴重な生態系が破壊されます。県が出した岩礁破碎許可違反の疑いも濃く、辺野古崎の砂浜での工事は埋め立て許可申請に記載もされておらず、違法工事の疑いがあります。さらに名護市が行なっております、文化財調査の試掘区域と重なっており、文化財保護法違反の可能性もあるということです。

このように、違法性が強い工事を相次いで国が強行しようとしている背景には、県民らの不屈の抵抗で工事が遅れ、対米公約を実現できないでいる安倍政権の強い焦り、このようにも受け取られているようです。

そして、この案文にも書いてありましたが、12月18日、先週の金曜日、防衛省は名護市辺野古の2地区に、計2千300万円もの補助金を、名護市を飛び越えて直接支出することを決めました。年内にも交付される見通しだそうです。

そして、同じ12月18日、沖縄県議会は、翁長知事が行なった名護市辺野古の埋め立て承認取り消しに対する、国土交通大臣の執行停止決定を取り消すための抗告訴訟を起こす議案と、訴訟関連の補正予算案を賛成多数で可決をいたしました。

うまんちゅの会の比嘉議員は、賛成討論で「新基地について、美しい大浦湾を埋め立て、滑走路を2本に増やし、弾薬庫と巨大軍艦の接岸できる機能を持つ、最新、最強の基地造成工事であり、200年以上も基地を固定するものだ。県内移設断念を求める沖縄全自治体が出した建白書の精神に立って、新基地建設を断念させることができれば、普天間基地の閉鎖撤去に追い込むことができる。公約実現のために行うべき訴訟であり、圧倒的多数の県民が支持している。」と討論をしました。この抗告訴訟は、安倍政権が強権的に進めている新基地建設工事、作業を止めるためのものだと強調をされたそうです。

翁長知事は自民党の元県会議員です。前仲井眞沖縄県知事の選挙の際には、選挙本部長を務められた方です。その方が、今や自公政権の国家権力と沖縄の民意を懸けて、真っ向勝負をしています。

国家権力の暴走を縛るものが憲法です。これが立憲主義です。立憲主義は個人として尊重されること、個人の尊厳を根本とします。沖縄県民の意思を無視して辺野古への基地建設を国家

権力で強行するならば、もはや日本は立憲主義に基づく文明国ではなく、安倍独裁政治による野蛮国家になってしまいます。

私たち町会議員は、町民1人1人の個人の尊厳を守る立場にあり、立憲主義、民主主義、平和主義というこの原則は、国にどうしても守らせなければなりません。ぜひ、民主主義と地方自治の尊重を政府に求める意見書、ぜひ水巻町議会から、国の今の、誰もがちょっと行き過ぎているのではないかと町民の多くも感じているこの状況を、キチッと水巻町議会から国に対して意見を申し述べたいと思いますので、皆さま方のご賛同、よろしくお願ひいたします。

提出先は、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に対して、意見書を提出させていただきたいと思います。

賛同者は、小田和久議員、井手幸子議員です。皆さまの民主主義を守るためのご賛同を、よろしくお願ひをいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、古賀議員。

13 番（古賀信行）

13番、古賀です。質疑の前に、まず動議を、動議意見を述べます。

今、岡田議員が読まれた内容は分かりますけど、私たちがもらっているこの資料の内容とは違ったことを述べられたから、やっぱりそういう意見を述べたかったら、こういう書類を議会に提出するべきだと思います。これは、私の動議の内容です。

それから、意見としてはですね。今から意見を述べます。この民主主義と地方自治の尊重を政府に求める—

議 長（白石雄二）

古賀議員、動議は取り上げられませんので。

13 番（古賀信行）

動議は今、述べましたのが動議です。

議 長（白石雄二）

そういう動議は、取り扱われません。

13 番（古賀信行）

扱われませんか。

議 長（白石雄二）

はい。

13 番（古賀信行）

私は、岡田議員の読まれた内容がこれやったから、動議と思ったんですよ。それで、今後こういうことがないようにね—

議 長（白石雄二）

一般的に質疑でしょう。

{ 「討論でしたら。討論で。」と発言するものあり。 }

{ 「でも、岡田議員に対するあれでしょうが。」と発言するものあり。 }

岡田議員に対する質疑はあるわけでしょう。

{ 「ああ、そうです。」と発言するものあり。 }

質疑ですね。

13 番（古賀信行）

質疑に切り替えます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

{ 「今、僕が言ったことに対して答えて。」と発言するものあり。 }

{ 「質疑なんですか。」と発言するものあり。 }

{ 「あなたが、ここに書いてないことを読んだから聞いたわけで。」と発言するものあり。}

岡田議員にどういう質問という形ですか。

13 番（古賀信行）

だから、質問じゃなくて—

{ 「議長。」と発言するものあり。 }

質問じゃなくて意見になりますね。岡田議員に対する意見です。以上です。

[「質疑じゃない。」と発言するものあり。]

議 長（白石雄二）

じゃあ、質疑じゃないわけですね。

[「意見になります。」と発言するものあり。]

只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私もこの意見書第 16 号 民主主義と地方自治の尊重を政府に求める意見書については、賛成の立場から討論を行います。

さっき、岡田議員も述べられたように、この沖縄県知事の翁長さんは、昔は自民党の沖縄の幹事長でした。そして、あまりにも政府の理不尽な、沖縄の基地強化の政策を取られたことに対して、やっぱり沖縄の将来を考えられて、翁長知事は住民の立場に立って、住民のそういう意思を尊重されて、今そういう行動を取られているわけです。

だから、沖縄トップである、知事である翁長さんが、そういう地方自治の立場に立って、住民の立場に立つ行動を取っておられることに対してのことだから、私はこの意見書に賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 16 号 民主主義と地方自治の尊重を政府に求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第 16 号は、否決いたしました。

日程第 12 意見書第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 17 号 安全保障法制の廃止等を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に 提案理由の説明を求めます。小田議員。

7 番（小田和久）

7 番、小田です。安全保障法制の廃止等を求める意見書について、提案説明を行います。案文については、すでに皆さんのお手元に配付いたしておりますので参考にしてください。ここで私は、若干の補足説明をさせていただきます。

平和安全法制は、国会審議を通じて戦争法であることが明らかになりました。法律が発動さ

れば、自衛隊は海外で殺し、殺されることになり、日本は武力紛争の当事者となります。核兵器、毒ガス兵器、劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じている武力行使そのものです。

この法案は、速やかな廃止と立憲主義の原則を堅持して、憲法9条を守り、生かすことを求めるものであります。以上です。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣官房長官に提出します。

賛同者は岡田議員、井手議員であります。以上でございます。よろしくご審議の結果、ご賛同をお願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。古賀議員。

13 番（古賀信行）

さっきの岡田議員に対する質問と同じですけど、小田議員が今、読まれたのは、これに書いてないですね。書いていないことを述べられたわけです。だから、今後こういうことがないようにということですけど、共産党がそう思われてるか、お聞きします。

[「出すなら出していいけど、あんた。」と発言するものあり。]

[「答えなやろ。」と発言するものあり。]

[「答えんね。」と発言するものあり。]

議 長（白石雄二）

あの、古賀議員、意見書を述べられるのは、別に問題ございません。

[「事前に、こういう発言内容は出すべきじゃないですか。」と発言するものあり。]

文書に出していなくても、述べられるのは問題ございません。

[「そうですか。分かりました。」と発言するものあり。]

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

この安全保障法は、国会を通りましたが、やっぱり国民が危惧していたとおりに、先日、沖縄で米軍のヘリコプターが落ちたときに、あのときに日本の陸上自衛隊員も含まれてたわけ

です。先日の朝、テレビを見てましたけど、自衛隊員に不測事故が起きた場合は、緊急連絡先、要するに死亡事故が起きたときの連絡先なんかを、それと安置所をですね、そういう問題がテレビで放映されたんです。

国は国民に対して、そういうことありませんっていうけど、裏ではそういう不測事故が起きたとき、ちゃんと連絡先の体制も整えつつあるわけです。だから私は、身内に話したんです。現に日本は、政府は危険だからこういう体制を整えつつあるんよということを話したわけです。

だから今、安全保障法案、通りましたが、その後引き続き、全国で弁護士を中心に、多くの人たちが全国で引き続きこういう法案の勉強会をしたり、反対の勉強会をしているわけです。

そういう点を踏まえて、この意見書には、私は賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 17 号 安全保障法制の廃止等を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第 17 号は、否決いたしました。

日程第 13 意見書第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、意見書第 18 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に 提案理由の説明を求めます。久保田議員。

6 番（久保田賢治）

6 番、久保田です。意見書第 18 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、松野議員であります。内容は、次のページにありますので、読まさせていただきます。

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められている。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成 27 年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率 10/10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置される。

しかしこれは、国が平成 27 年度に予算化した 40 億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることとなっている。

また、平成 28 年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために、以下の事項について特段の配慮を求める。

1. 平成 28 年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
2. 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
3. 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
4. マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など、十分な支援を実施すること。
5. 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
6. マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や、個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。平成 27 年 12 月 22 日、福岡県遠賀郡水巻町議会。

よろしくご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

意見書第 18 号について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

わが党はこれまで、この制度が国民にとってほとんどメリットがなく、それどころかすべての国民が事件に巻き込まれる危険性をはらんでいることなどを指摘し、反対をしております。この意見書案の内容のほとんどは、制度導入による地方自治体の財政的負担の軽減を求めるものであります。

しかし国は、制度導入だけでも 3 千 400 億円の税金を投入しています。さらに、平成 28 年度以降は全額国庫補助がなくなり、地方自治体の財政的負担はこの制度が続く限り強いられるものとなります。

元々マイナンバー制度は、国民の要求から上がったものではなく、自民党に企業献金を行なった一部 I T 企業が儲かるだけの仕組みとなっています。今、この制度が中止されても、国民

は何一つ困ることはありません。この意見書案では財源を国に求めています。地方財政の負担をなくすためには、この制度そのものを廃止するしかないと考えます。

よって、意見書第 18 号については反対といたします。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げておきます。最終的に、まだ反対というわけではありませんが、今回のこの予算要求につきましては、当然、行政としては国のひも付き状態ですから、従わざるを得ないと思います。

しかし、住基ネットと同じように、かつて市町村長が受け付けなく、それを反対したところもありました。正に住基ネットが失敗したように、新たなこのマイナンバー制度を、また導入しようとする。そのことによって、監視社会を未来に残さないという国民の声に応えるためにも、やはり町長がこの制度を導入しないということをお決めになってもいかなものかと思えます。

しかし制度上、やらざるを得ないので、国が予算をつけない限り従わないという強い姿勢でもあれば、また、この提案にあります、予算要求も必要かと思えます。あえて、この制度は、国のやっていることを助長させるものであるということで、私は反対をいたしたいと思えます。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から一。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。私も井手議員の述べられたことと同じことを述べることになりますから、割愛します。この意見書には反対です。以上です。

議 長（白石雄二）

他にありますか。討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 18 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって意見書第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 14 意見書第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 19 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書についてを、議題といたします。柴田議員に 提案理由の説明を求めます。柴田議員。

15 番（柴田正詔）

15 番、柴田です。意見書第 19 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものであります。提出賛成者は出利葉議員、廣瀬議員、水ノ江議員、久保田議員、井手議員、入江議員、古賀議員であります。内容はお手元に配付いたしておりますので、よろしくご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

柴田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 19 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって意見書第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 意見書第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 20 号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書についてを、議題といたします。柴田議員に 提案理由の説明を求めます。

15 番（柴田正詔）

15 番、柴田です。意見書第 20 号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命大臣（経済財政政策）、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者

は出利葉議員、廣瀬議員、水ノ江議員、久保田議員、井手議員、入江議員、古賀議員であります。内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

柴田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 20 号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって意見書第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 16、委員会報告について、去る 9 月定例会以降の各委員会において、審査・調査研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

陳情第 1 号 教育条件整備についての陳情書について、12 月 15 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で採択しましたことを、ご報告いたします。

同じく、陳情第 2 号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書の提出を求める陳情書について、これも 12 月 15 日の文厚産建委員会において、慎重に審査いたしました結果、賛成全員で採択しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 17 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 17、議員の派遣についてを議題といたします。会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

日程第 18 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 27 年第 7 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分 閉会